

# 社会福祉法人 ひんぶん会

## 役員・評議員会等の報酬、謝礼金及び費用弁償に関する規程

### (目的)

**第 1 条** この規程は、社会福祉法人 ひんぶん会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

### (理事の職務)

**第 2 条** 理事は、理事会において次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

### (監事の職務)

**第 3 条** 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

### (評議員の職務)

**第 4 条** 評議員は、評議員会において次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

### (報酬等の支給)

**第 5 条** 理事長が決裁規程第 4 条に掲げる理事長専決事項に関する、日常の軽易な業務を行う場合は、日額 15,000 円。また重要な業務を行う期間は、月額 300,000 円を限度とする。（通勤費は支給しない）

ただし、理事長の希望により減額又は支給しないことができる。

- (1) 理事会及び監事会並びに評議員会へ出席し、職務を遂行した場合。

理事、監事、評議員の日当	8,000 円
監事が監査を行った場合の日当	20,000 円

- (2) 評議員選任・解任委員会に出席し職務を遂行した場合の委員日当 8,000 円  
(3) 第三者委員の日当は、 8,000 円  
ただし、職員が理事を兼務する場合は、役員報酬は支払わないものとする。

2 役員への費用弁償(交通費)の額は、次のとおりとする。

ただし、当法人の施設内において開催する場合は、施設勤務者は交通を要しないため支給しない。

範 囲	理事会・監査・評議員会等への参加
名護市内	2,000 円
うるま市、金武町、宜野座村	3,000 円
上記以外の遠方	4,000 円

3 前各項に掲げるものの他、遠距離のため宿泊を必要とする場合には、旅費規程を準用する。

(謝礼金)

第 6 条 講演会、研修会等の講師には、次のとおり謝礼金を支給する。

- (1) 1 時間につき 10,000 円  
(2) 費用弁償 前条第 2 項に準ずる

(支給方法)

第 7 条 会議等出席の都度現金で支給する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、2025(令和7)年6月17日から改正し施行する。  
なお、従前の規程は、この規程の施行と同時に廃止する。